

平成 20 年 7 月 18 日

## 恩赦実施にあたり

めいらくグループ

会長様の 80 歳（傘寿）のお祝いとして  
会長様より恩赦のご指示を賜りました。

本来給料をもらっているならば、ミスは許されません。  
社員は会社の利益をもたらすために雇われています。  
もちろん会社は皆さんの幸福をもたらすためにあります。  
しかし、社員はひとりひとりが社長になった気概で粉骨努力をし、  
会社のために利益をもたらさねばなりません。会長様の大きな傘  
の下に守られて、ミスを帳消しにして頂きました。  
一流企業の社員は、今回のようなことはしていません。  
早く立派に成人しましょう。

ありがとうございますの心は徳を積み、幸せを大きくする心です。  
この度の恩赦を忘れず、しっかり成長しましょう。

上記のことをしっかり心に刻み、これを新たな第一歩としてください。

所属 仙 台                      氏名 石 森 弘 樹 様

恩赦内容                      倉庫弁償金

恩赦金額                      ￥35,000 円

但し、今後 1 年間（平成 20 年 7 月～平成 21 年 6 月分）において  
新たな過不足が発生した場合は、恩赦は無効となり、全額を弁償し  
て頂きます。